明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一八）　一

〔告　示〕
○沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件の一部を改正する件（**内閣府**二九）　八
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**一七）　一〇
○神通川水系神通川、西派川、井田川及び熊野川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件（**北陸地方整備局**四一）　一三
○常願寺川水系常願寺川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件（**同**四二）　一三
○道路に関する件（**同**四三、四四）　一三
○都市計画に関する件（**同**四五）　一四
○道路に関する件（**中部地方整備局**四四～四六）　一四
○道路に関する件（**近畿地方整備局**四一）　一三
○道路に関する件（**九州地方整備局**三八）　一三
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一八、一九）　一三

〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

省令

総務省令第十八号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十八日

総務大臣　石田　真敏